



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*56 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 教育委員会規則

*21 市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 1

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第56号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月5日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の住宅」の次に「等」を加え、同条中「第14条の5第1項第2号」の次に「から第4号まで」を、「第14条の4第1項第2号」の次に「から第4号まで」を加え、「第2条第1号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則（第3条の見出し中「の住宅」の次に「等」を加える改正規定及び同条中「第14条の5第1項第2号」の次に「から第4号まで」を加える改正規定に限る。）による改正後の住居手当に関する規則の規定は、平成28年9月1日から適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月5日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の住宅」の次に「等」を加え、同条中「第16条の4第1項第2号」の次に「から第4号まで」を加え、「第2条第1号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。